

(仮称) 子供・若者体験活動施設区部基本計画検討委員会
(第 3 回)

令和 7 年 9 月 1 8 日(木)

午前 10 時 30 分 開会

○村松課長代理

それでは、ただ今より、(仮称) 子供・若者体験活動施設区部基本計画検討委員会の第 3 回委員会を開催致します。本日は大変お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私、事務局を務めさせていただきます教育庁地域教育支援部管理課の村松と申します。よろしくお願い申し上げます。

ここからは着席にて失礼致します。

では、会議に先立ちまして、傍聴の方につきましては、発言やチャット機能を使用しないよう、よろしくお願いいたします。

本委員会は設置要綱第 5 条第 1 項により、開催の都度、委員長が招集することとなっております。本日は、オンライン含め 6 名の委員の方にご出席いただくこととなっております。

本日、Teams 上に同じ資料を映しながら、ご説明してまいります。資料は、「議事次第」と資料 1 から資料 4 をご用意しております。初めに、お手元の配布資料をご確認いただけますでしょうか。不足はございませんか。

では、本日はこの「議事次第」に沿って議事を進めていきたいと思っております。

また、本日の会議につきましては、「議事次第」にございますように、おおむね、正午までを予定しております。

それでは開会に当たりまして、教育庁地域教育支援部長、神永よりごあいさつ申し上げます。

○神永地域教育支援部長

教育庁地域教育支援部長の神永と申します。

日頃より、都の教育行政にご理解、ご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、本日はお忙しい中、第 3 回目の検討委員会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

7 月に第 2 回を開催させていただきましたが、その時には、事業の内容や手法に関してさまざまなご意見を頂いたところでございます。本日は、前回頂いた内容を整理した形で、資料等も用意させていただいております。そちらを踏まえまして、引き続き、皆さまの専門的な見地をお借りしながら、ご意見頂ければと思っているところでございます。

本日も忌憚(きたん)のないご意見を頂くとともに、都の社会教育施設につきまして、より一層のご指導を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、私からのあいさつとさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○村松課長代理

次に、出席者の紹介ですが、ご出席の委員のご紹介につきましては、お手元の委員名簿と座席表の配布をもちましてご紹介に代えさせていただきます。王委員と小池委員、村木委員は本日ご欠席とのご連絡を頂戴しております。

また、本日は、五十嵐委員長と朝日委員がオンラインでのご参加となります。朝日委員は少し遅れての参加とのご連絡を頂戴しております。ぜひオンラインのほうからも忌憚のないご意見を頂けますと幸いです。

それでは、今後の議事につきましては、五十嵐委員長に以降の進行をお願いしたく存じます。五十嵐委員長、よろしくお願いいたします。

○五十嵐委員長

ありがとうございます。それでは前回に引き続き、オンラインで恐縮でございますが、議事進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

早速、議事に移らせていただきます。まずは事務局より、資料の説明をお願いいたします。

○戸田課長

社会教育施設調整担当課長の戸田と申します。

資料のご説明に先立ちまして、本委員会は、東京都情報公開条例に基づき、公開にて行わせていただき、会議資料、会議録等については、後日、ホームページ等で公開をさせていただきます。公開に当たり、個人情報や都民等の間に混乱を生じさせる恐れがある未確定の情報等がある場合については、一部非開示として取り扱えればと考えておりますが、いかがでしょうか。

委員一同

異議なし。

○五十嵐委員長

よろしいでしょうか。

それでは、事務局の提案どおり、委員会は公開で、資料についても、支障のない範囲で公開ということに致します。

○戸田課長

ありがとうございます。それでは、お手元にお配りしております「(仮称) 子供・若者体験活動施設区部基本計画検討委員会 第3回説明資料」をご覧ください。A4横の、ホチキス留めの資料でございます。

資料につきましては、まとめてご説明させていただければと思います。まず、資料をお開

きいただき、目次をご覧くださいと思います。本日は 2 点、議題として挙げております。まずは、1 点目として、「前回の主な先生方からの意見及びその意見に対する考え方」についてご説明を差し上げます。その後、2 の「事業手法等について」ご説明してまいります。

それでは初めに「(1) 前回の主な委員意見及びご意見に対する考え方」です。前回は、諸室案を含め、施設整備や事業手法について、さまざまな観点からご意見を頂いておりましたが、その際の主なご意見と対応についてまとめているところです。

まず上の「事業内容及び必要な諸室」についてです。事業内容に関しましては、まず、「子供・若者の自主性を育てる仕掛けとして、事業者にもコンシェルジュ機能などのノウハウを求める必要がある」といったご意見を頂いております。また、「子供・若者への関与につきましては、コーディネーターと施設の運営者の関わり方を整理する必要がある」といったご意見を頂いたところです。

こちらにつきましては、子供・若者の自主的な活動や交流機会の提供について、今後さらに検討を進めていくところでございますが、子供・若者の多様な体験学習の機会、自主的な活動や交流の機会、また担い手となる NPO・団体等の参画交流・情報交換等を行う機会の提供や、そういった本施設での機能を果たしていくため、運営における視点や留意事項について、またご意見を頂ければと考えているところです。

続きまして、下の諸室の要件・機能の定義につきましては、まず、「民間のノウハウ・創意工夫を反映できるよう、要件は厳格に決めきらないほうが良い」といったご意見を頂いております。また、「将来的にニーズが変わってきた場合も備えて、改修・改築が生じない形で対応できるようにしたほうが良い」という形で、ご意見を頂いております。

また、トレンド等の移り変わりが昨今、早いところがございますので、「機能については特定し過ぎないほうが良い」といったご意見を頂いております。

そういった多目的に使える部屋を設ける一方で、この施設を利用する理由はといったところで、「特色を持つ部屋があるといい」といったご意見を頂いているところでございます。

各諸室の規模や設備、施設の特色となる施設・諸室等につきましては、民間事業者のノウハウや創意工夫を発揮できるような形で検討を進めながら、仕様等にも反映してまいりたいと考えているところです。

また、諸室の整備に当たっては、将来的な施設の在り方・ニーズの変化も考慮した上で、多目的に使用できる形での整備が重要であるといったところを盛り込んでいくといった形で、頂いたご意見を検討につなげてまいりたいと考えております。

続きまして、下の個々の諸室の要件・機能に関してですが、「災害時の炊き出し等の活用など、公共事業等において、より大きい視点で機能を検討するのが良い」といったご意見を頂いているところです。

災害時の施設の在り方については、引き続き、庁内および関係自治体等とも検討を行いながら、必要な機能について、精査をしてまいりたいと考えております。

続きまして、次のページでございます。事業手法についてのご意見となります。

前回のご説明の中では、手法のパターンとして、直営と PFI 方式、それぞれ 2 パターンをお示しさせていただいたところです。このことにつきまして、まず、「NPO の人たちに企画・運営で活躍してもらうコンセプトはいいが、一方で専門的な知識が必要な施設管理については、直営や民間委託などでの対応が必要ではないか」というご意見を頂いております。

また、実際にそのコーディネーターとして適切な団体を確保できるのかどうかちょっと分からないといったところで、「PFI 事業とする場合においては、SPC のほうに任せたほうがうまくいくのではないか」といった意見も頂いております。

また一方で、「NPO 等をコーディネーターとして想定する場合において、SPC の一部の中に取り込むという形になってくると、コーディネーターの立場が弱くなってしまう懸念があるのではないか」といったご意見も頂いております。

また、「施設の運営という効率性を求める部分と、体験活動機会の提供という効率化になじまない部分のコミュニケーションは難しいため、調整が極めて重要ではないか」とご意見を頂いております。

また、「施設運営の部分とコーディネーターに委ねている部分の業務の関係を整理する必要がある」というご意見も頂いております。

最後に、「都の施設としてトップランナーを走るような施設になるかに当たっては、コーディネーターと SPC との関係をどのように組み立てていくか、施設の設計等にどう条件付けていくか、そういったところも重要だ」といったご意見を頂戴したところでございます。

こちらにつきましては、主な事業対象となる多様な子供・若者に対して、求められる体験プログラムを的確に提供するため、効率化だけではない視点を持って、事業の企画・運営を行う必要があると考えているところです。

PFI 方式の分割選定で実施する場合についてですが、SPC・コーディネーター・NPO 団体等の役割分担を明確にしつつ、施設目的を踏まえて効果的に事業が実施できるよう、連携が図られる仕組みを検討していく必要があると考えているところです。

最後に、次のページ「その他」といったところで、参加費用や施設の収益等について頂いたご意見と考え方を記載しているところです。

まず、参加費用については、「参加者の選択肢を減らさないため、大型プログラムや宿泊プログラムを除いたプログラムについては、無料が良いのではないか」、また「CSR 等、民間企業が社会貢献を行う流れが今、ある中で、民間企業からの資金調達を検討することも考えの 1 つとして良いのではないか」、また、「無料・安価のほうが参加はしやすくなる一方で、安易な申し込みも多くなり、参加率の低下が生じやすいのではないか」というご意見も頂いております。

また、世帯年収等を要件として費用軽減措置を講じる場合については、確認作業の負担に加えて、個人情報の取り扱いを行うこととなりますので、「実施側の NPO 団体だけではなく参加者にとっても負担が大きいのではないか」といったご意見を頂いているところです。

体験活動の参加費用については、体験プログラムの提供者となり得る NPO 団体等のヒアリング等も踏まえて、引き続き検討してまいりたいと考えております。

また、PFI で実施する場合の SPC の収益機会の確保、その下の、日本版 DBS の適用についてもご意見を頂いているところです。まず、貸館事業・宿泊事業においては、事業者の収益機会を確保するとともに、体験プログラム提供事業の収益については、引き続き検討を進めてまいりたいと思っております。

また、日本版 DBS の適用については、国の検討状況を注視しながら検討をしてまいりたいと考えているところです。

以上、前回頂いたご意見の一部とはなりますが、それに対する対応も含めて、ご説明となります。

続きまして、資料をおめくりいただきまして、2 の「事業手法等について」のご説明となります。こちらにつきましては、事業手法の比較に当たって、本事業で重要と考える 3 つの視点を挙げております。

まず 1 つ目でございます。「質の高い充実した体験プログラム提供事業が実施できること」といったところで、子供・若者のニーズを的確に把握し、求められる多様な体験プログラムを企画・提供する、他に例のない施設を実現できることが重要と考えているところです。

続きまして、2 点目として、「効率的かつ効果的な維持管理業務および貸館事業・宿泊事業を実施できること」といったところで、民間ノウハウの活用などによって、効率的・効果的な維持管理業務・貸館事業・宿泊事業を実施し、サービスの向上を実現させていくことが必要かと考えているところです。

最後、3 つ目「早期のサービス提供の実現ができること」でございます。宿泊棟につきましては、現在、特別支援学校の校外学習の場として使用されているところもございますので、適正な工期を確保しつつ、一方で早期に開業することを目指すことが可能であることも重要なポイントだと考えているところです。

これらの視点を踏まえて、事業手法を定性的・定量的に比較検討をして、新たな事業に最適な実施体制の構築を目指してまいりたいと考えているところです。

続きまして、資料をおめくりいただきまして、前回の議論の中で、「仮に PFI の分割選定とした場合に、どのような運営をしていくのか。施設運営とコーディネーターに委ねる業務の整理が必要」というご意見を頂いておりますので、PFI 事業者とコーディネーター事業者における現時点での役割分担のイメージとして、それぞれ主に担う業務をこちらにありますとおり、整理しているところです。

続きまして資料をおめくりいただきまして、事業手法の検討に当たって、ライフサイクルコストの把握が必要となりますので、現在、都において事業費の試算を行っているところでございます。が、本日は、具体的な試算額はお出しできません。事業費算出については、資料でお示しさせたとおりの考え方に沿って、試算を進めているところでございます。

またページをめくっていただきまして、事業費の試算方法の前提となります。新しい施設

のライフサイクルコストとしては、施設整備費、維持管理費および貸館・宿泊事業の運営費、そして利用料収入といったところになりますが、それぞれ現時点の中で、試算を進めているところです。

今、出させていただいている試算条件の前提でございますが、まず 1 つ目の施設整備費については、設計費、工事管理費、解体費、施設整備費、事前調査等、建物の整備に係る経費を積み上げているところです。

続いて、維持管理・運営費については、貸館・宿泊事業の維持管理・運営費、光熱水費、保険料等について積み上げているところです。

次の利用料収入については、活動諸室および宿泊室の利用料金について積み上げているところです。なお、利用料金につきましては、子供・若者に対して広く開かれた体験施設として、体験プログラムや特別支援学校等の利用の際には、子供・若者が利用しやすい料金設定となるよう、今後さらに検討をしてまいりたいと考えているところです。

続いて最後に、ウの体験プログラムの参加料についてですが、こちらにつきましては、体験活動の機会を多くの子供・若者に広く提供していくため、無償または低廉な価格といった形とする方向で検討を進めてまいりたいと考えているところです。

以上、事務局からの説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○五十嵐委員長

ありがとうございました。今、事務局のほうから、前回の意見に対する考え方とその事業手法についての比較の視点ですとか、PFI 分割選定の場合の役割分担ですとか、あと事業費の試算の前提条件、こういった辺りで、ご説明があったところでございますが、この 2 点について、皆さんのご意見を頂きたいと思えます。

まず「前回の委員意見及び意見に対する考え方」について、何か補足する点ですとか、追加する意見みたいなのがありましたら、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○小松委員

ちょっといいですか。小松ですけども、この施設のコンセプトの問題ですけど、ページ数は書いてないですが、「前回の意見に対する考え方」の「PFI 方針について」っていうところの考え方の右の欄のところに、「多様な子供・若者に対して求められる体験プログラム」っていうふうに書かれてるんですけど、具体的にどういうターゲットを想定するのかっていうところがちょっと分かりにくいかなっていう形で、ありとあらゆる人たちを受け入れるっていうのなら、それはそれでもいいんですけど、具体的にもうちょっと絞ってもいいのかなっていう気はするんです。

例えば小学生相手にするのか、大学生相手にするのかでまた違うし、それから障害者の方を主に対象とするのか、あるいはどちらかという健全者のほうにウエートを置くのかっていうのでもまたそのやり方、考え方は変わってくるんですよね。

ですから今のままだと漠然としていて、「何でもします」って言っているような感じがちょっと強く見えていて。この「何でもします」というのは、実は「何もしません」っていうのと同じことになりやすいのですよね。ですからここら辺の絞り込みっていうか、コンセプトをもう少し明確に出したほうが私はいいような気はします。

それともう 1 つ、他の施設にないような特徴を出すんだっていうこともおっしゃっていると思うんですけど、そうだとすると、じゃ、その比較対象となる他の施設ってどういうところを想定されているのかっていうのがちょっと教えていただければなと思うんです。「こういう施設が他にあるから、うちはそれにはないものを作るんだ」っていうような辺りで、もうちょっと具体的に「こんな施設はもうやらない」っていうわけじゃないでしょうけども、他であるから、そっちは目指さないっていう辺りを、何かちょっとお示しいただけるとイメージが出てくるかなっていう気がします。以上です。

○五十嵐委員長

今、小松委員のほうからあったご指摘なのですが、どういうターゲットなのか、その辺のコンセプトを明確にすべきではないかというところと、他の施設に対する特徴というところ、これ PFI 事業としてやっていくのであれば、民間事業者に十分伝えなくちゃいけないというところなので、改めて整理っていうか、どっかで必要だと思うのですが、その辺り、事務局のほういかがでございましょうか。

○戸田課長

ご質問ありがとうございます。まずターゲットについてですが、こちらについては、第 1 回の検討委員会のところでも触れさせていただいたところですが、多様な子供・若者、例えば不登校であるとか、あとは障害がある子供たちとか、日本語を母語としない子供たち、ヤングケアラーなどの課題を抱えている子供たちに対して、様々な体験機会を提供していきたいと考えているところです。

具体的な視点、進め方については、ポテンシャルを見出す体験や社会参画に向けた体験もできるような形で進めていくといったところです。ポテンシャルを伸ばしていく体験としては、さまざまなスポーツ・文化活動とか、あとは社会参画については、自立に向けた体験をしていくとか、そういった事業を展開してまいりたいと考えているところです。

2 点目の他に類のない施設といったところで、他事例との比較という質問かと理解しているところですが、これまでいろいろスポーツ施設や生涯学習センターも我々で見ているところではございます。

その中で、他にない特徴としては、今、1 点目で申し上げたこのターゲットを、多様な課題を抱える子供たちに、さまざまな体験機会を提供できるような施設としてまいりたいと、そういったところが違いとして出てくるかと考えてところです。

説明は以上でございます。

○小松委員

ちょっと追加ですけど、その課題を抱えている人たちっていうところに絞るっていうのはよく分かったのですが、もう少し具体的に、例えば年齢的なものですね。小学校の子供たちがヤングケアラーになっている場合ももちろんあると思うんですけども、むしろそうなってくると、中学校、高校ぐらいの人たちかなっていう印象を少し持ってはいるんですけども、その辺は何か実際には、要するに結局、プログラムも変わってくるわけだし、どういう体験をさせるかっていうこともまた違いますので、抱えている問題によってやっぱりずいぶん違うのではないかっていう気はしますが、その辺の絞り込みは今のところはあんまり考えてないということでしょうか。

○戸田課長

ご質問、ありがとうございます。年齢をどこまで対象と絞っていくかといったところですが、やはりいろいろ小中高、高専を含めて学年の年代によって、課題の1つを取ってもアプローチの仕方は変わってくるかなと思っています。

われわれの施設の中では、そういったさまざまな年代であるとか、課題を抱える子供たちに、NPOとも連携をしながら、さまざまなアプローチができると良いかなと思っておるところですので、今のところで、具体的なその年齢の対象のところまでちょっと絞るというよりは、少し幅広にプログラムであるとか、そういったところを提供できると良いかなと考えています。

○小松委員

学生ですね、主に。社会人でも若い方、いろいろ問題抱えている方もいらっしゃると思うんですけど、そこはちょっと別ってというようなニュアンスでしょうか。それともその辺まで取り込むっていうふうに考えて。

○戸田課長

対象としては小学校から高校卒業ぐらいの子供たちを見据えながら、ただ一方で、そういった高校卒業後の子供たちというか、青年期に突入していく人たちに対しても、アプローチができるような形も考えていく必要があるかとは思っております。

○小松委員

その辺になると施設の問題なのか、都としてのそういう人たちの対応策っていうか、そのソフト的な問題、行政としての課題なのかっていうところの切り分けがちょっとやっぱりもう少しはっきりしたほうが良くて、今、言っているのはやはり、施設において何をするかっていう話を考えているわけだから、そこに具体的な活動が生じるわけですね。それがあ

る程度イメージできないと、「こういうようなものにしたほうがいいです」とか、「こういう施設が要りますね」とかいう議論がやっぱできにくくなるので、そこは切り分けて、割り切っていただく部分が必要かなっていう気がします。

○戸田課長

ありがとうございました。

○五十嵐委員長

ありがとうございました。幼少期から青年期まで一貫してサポートするっていうところはなかなか個々の基礎自治体では難しい部分があるので、その辺り、東京都が担っていくのかなと、自分はそういうように感じておりましたけれども、その辺はともかくとしまして、他の委員の方、いかがでございましょうか。

○青山委員

青山です。

○五十嵐委員長

青山委員、どうぞお願いいたします。

○青山委員

すみません。今日、遅くなりまして、申し訳ありません。前回欠席してしまっているのですが、ちょっと確認ですが、今、お話の中で、この施設の基本的なターゲットとして、かなりいろんなニーズを抱えた子供や若者に絞るというような言い方がありましたけれども、その絞るというのは、その人たちだけの施設にするという意味ではないと理解していいですね。

○神永地域教育支援部長

主な対象というふうな捉え方をしていただければと思います。

○青山委員

単純な頭数でいった時に、誰が多くなるかっていうこととも違うような気がしてまして、これまでどおり、いわゆる青少年教育施設の基本的なコンセプトの上に、こういった多様なニーズに、もっと開かれた施設にするということなのか、その人たちのために特化した施設にするのかは、結構ニュアンスが違うような気がしています。

1つ気を付けなきゃいけないのは、例えばヤングケアラーのための施設ですとなった時に、ヤングケアラーの子たちが来やすいかどうかという問題があります。本人に自覚がないケースもありますし、誰でも来られる、いわゆるユニバーサル型か、ターゲット型かみたいな

言い方もありますけど、ユニバーサル施設であるというふうにした上で、多様なニーズを汲んでいくほうが、結果としてニーズを満たせるということはあるのかなと思っていました、このターゲットの中身について、今、小松委員がおっしゃったところと組み合わせてちょっと解像度を上げていく必要があるのかなってというのが1点です。

それから今、委員長もおっしゃいましたが、おそらく頭数の意味でのメインの利用者の年齢層がどこになるかと言えば、やはりこれまでどおり、小中学生のニーズが、利用者数としては多いのかなと思いつつ、これまで以上に、若者のニーズへの対応を強化していくってのが、これの前身の会議以降、論じられてきたことかなって印象もあったので、そこも改めて確認できるといいななんて、ちょっともしずれていたら、訂正いただけるといいかなって思いました。以上です。

○戸田課長

ありがとうございます。先生がおっしゃっていただいたとおり、ターゲットを絞り過ぎるというよりは、多様な課題を抱える子供たち、若者たちが出てきている背景がございますので、そういった方に利用していただける、その中で様々な体験ができるような施設となるように考えているところでございます。

○五十嵐委員長

ありがとうございます。他の委員の方、いかがでしょうか。前回までの意見についてなんですけれども、特にはございませんでしょうか。

じゃ、それでは後からでも結構でございますが、2番目の点ですが、事業手法の比較の視点ですとか、PFI 分割選定の場合の役割分担、もしくは事業者の選定方法ですとか、その辺りについてのご意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○岩切委員

岩切です。ご質問よろしいでしょうか。

○五十嵐委員長

岩切さん、どうぞ。

○岩切委員

事業手法のイの役割分担のイメージについての部分でちょっともう少し具体的にお伺いしたいなと思ったのですけれども、従来であれば、もうこれ一体型で多分、東京都と契約してということだったかと思うんですけれども、これじっくり見ると、PFI のこの事業者のほうがハードを担い、コーディネーター事業者はソフトを担うというような形の認識かなというふうには思うんですけれども、割とやってく中で、例えばコーディネーター事業者の全

体調整、予約調整になっているところが PFI 事業者の主な業務の中に一部入っていますけれども、何か上下関係みたいなところが出てくるのかっていうところはちょっと気になるところです。可能な限り、対等な関係であったほうが望ましいというふうには思いますし、可能であれば、運営会議ではないのですけれども、施設運営事業者とソフト面を提供する事業、コーディネーター事業者、もしくはそこにさらに都が参加するような形での運営協議会じゃないですけども、そういった場が最高意思決定としてあるという形で一番望ましいかなって私は思っているんですけども、そういったところでのこの関係性っていうのは現段階ではどのようにお考えかというところをちょっとお伺いできればなというふうには思いました。以上です。

○五十嵐委員長

事務局のほう、ちょっとお考えをお願いいたします。

○戸田課長

今回こちらで示させていただいたのが、PFI 方式で分割選定とした場合という前提とはなりますが、ご質問頂いたとおり、その場合、PFI 事業者は主に施設運営の部分を、コーディネーターはソフト部分に対応するということで、それぞれで役割を持つことになるため、基本的には上下関係といったところは発生をしないと考えているところです。

このコーディネーターがいろいろなプログラムを進めていくに当たり、当然、施設運営をしております PFI 事業者のほうとその施設の予約も含めた調整をしていくことになりますので、相互に連携していくことを考えているところです。

その上で、その連携の在り方といったところのご示唆を頂いたかと思いますが、この方式を取った場合については、都と PFI 事業者、コーディネーターの 3 者がうまく連携ができるような、今、おっしゃっていただいた会議体など、コミュニケーションがきちんと取れるような形を設けていく必要があるのではないかと考えているところです。

○岩切委員

ありがとうございます。岩切、大丈夫です。

○五十嵐委員長

ありがとうございます。よろしいかと思います。他の委員の方、いかがでしょうか。

○小松委員

小松ですが。

○五十嵐委員長

よろしくお願いします。

○小松委員

PFI をやるという前提で話をされているのですけども、その PFI を受けた側は、やっぱり収益を上げなきゃいけないわけですよね。ボランティアでお金出してやるっていうわけにはいきませんので、やっぱり利益追求の面っていうのは必ず出てくると思うんです。そうするとどうしてもそっちのほうが強くなるっていうのは一般的な話じゃないかと思うんです。損してまでやれっていうことは、おそらく、例えばそのコーディネーター側の希望と矛盾するような話になっちゃう、コーディネーターの希望があまりに高過ぎて、「そんなの今の費用じゃやってられません」っていう話になった時に、やっぱり PFI 事業者のほうが強いですよね。「やっぱりお金、じゃ、あんたのところで負担してくれるのか」みたいな話にもしなったとしても、それはコーディネーターのほうは「そんなことできない」っていう話に多分なるので、その辺の調整がおそらく、最悪の事態になった時には出てきちゃう可能性もあるなと思います。

そうなった時には、やっぱり PFI 事業者の言うことをやっぱり聞かざるを得ないっていうふうな形に私はならざるを得ないんじゃないかっていう、ちょっと悪い予感をすればそういうことだと思うんです。対等の関係ですというふうにご説明されてるんですけど、やっぱりこういう事業をやるにはやっぱプロデューサーというか、リーダー的な方がやっぱ1人いないと動かないような気はします。話し合いで会社を運営するっていうところももちろんはないと思うんですけども、やっぱり誰かがリーダーシップ取って調整をするっていうことはどうしても出てくるので、それを都がやるのか、あるいはその PFI のどなたかがそういう立場になられるのか、あるいはコーディネーターの側でそういうリーダーシップを持つ方が出てくるのか、その辺はちょっと実際、よく分からないんですけども、権限の話を確認しておくっていう意味では、やっぱり誰かプロデューサー的な存在みたいなものをきちんと据えておく必要が、私はあるんじゃないかっていうふうに思っています。

それをどういう形でやればいいのかっていうのは、いろいろ議論はあると思うんですけども、それをなしでやるっていうのはちょっと怖いような気はしています。以上です。

○五十嵐委員長

今のプロデューサーが必要ではないかという意見だったんですが、この点については、事務局、いかがでしょうか。

○戸田課長

今、PFI 方式の分割選定というところを資料として出させていただいておりますが、PFI 方式であるか、直営であるかも含めて、現在検討している段階であります。その中で、リーダー的な存在といったことは、調整が難航した時の役割として必要だということは理解し

ているところです。PFI 事業者とコーディネーター、あと都の３者の中でそれぞれ役割を担いながら、うまく調整をしながら、コミュニケーション取りながら、進めていく方向としつつ、こういったやり方がいいかといったところは検討してまいりたいと考えております。

○小松委員

ちょっと今、見ていて気になったんですけど、PFI 事業者のほうにも、「事業目的に沿う各種自主プログラム等の提供」っていうのが入っていますよね。そうするとそれはコーディネーターがやる企画と、何となく境目がはっきりしてないような気も若干するんですけど、そこまで要求するとなると、逆にいえば、やっぱり PFI 事業者のほうから、コーディネーター側に注文がいろいろ出てくるっていうことになる可能性もあると思うんですよね。

そうするとやっぱり運営としては PFI が中心となって仕切ると、プロデューサー的な役割は PFI が持つっていう話になっていくのかなというふうに思ったんですけど。そうはならないっていうふうにはおっしゃっていますが、力関係から言うと、何となくそうなっちゃいそうな気はしますけど。

これは実際に動かしてみないと分かんない部分ではありますけど。

○五十嵐委員長

ありがとうございます。

○戸田課長

ありがとうございます。今回のその事業の中で多様な困難を抱える子供たちに体験活動をやっていくといった中で、コーディネーターといった役割の占める割合は強くなってくると思いますので、そこがうまくプログラムが提供できるような形にする一方で、仮にこの分割方式にした場合、一方で、PFI 事業者のほうの事業性といったところも見えていかなければいけないので、そこをうまく両立できるような形で進めていき、お互いに調整をしながらより良い施設運営をできる形で進めていけるように検討してまいりたいと思っています。

○小松委員

ちょっと確認ですけど、その PFI にするっていうのはもう既定の路線っていうふうに考えてよろしいんですか。

○戸田課長

直営も含め、先生方のご意見を踏まえ、どの方式が良いかといったところを検討してまいりたいと考えております。

○五十嵐委員長

朝日先生、どうぞ。

○朝日委員

すみません。遅れて出席になり、申し訳ありません。前段のご説明を聞いてないので、ちょっとピント外れかもしれないんですけど。今の議論のところで思ったことなんですが、PFI 事業者のほうは、この施設運営系のリスクを負う、その収益リスクを負うことには大丈夫だと思うんですけど、やはり自主プログラムの提供のところにコーディネーター事業者の活動がどれくらい絡むかによって、全然収益リスクが違ってきちゃうので、そこは負えないっていうことになると思うんですよね。

じゃ、運営のほうで何らかそういった資金調達だとか、やりくりの部分のリスクを負えるような体制になっているのかっていうと、そうも見えないっていう形です。こういうマネジメントをする時に、資金調達をどうする、イベントだとか、継続的な活動の資金調達をどうするのかってところで、中間支援組織みたいなものが必要だよっていう議論がされることが多いと思うんですけど、今の案だとそれを PFI 事業者が担うように見えたんです。

だけど先ほどのリスク分担から言うと、多分その役割は利害が違い過ぎて、バッティングしてしまっって負えないと思うんですよね。そういったその資金調達面も含めて、「それは東京都がやるのです。場合によっては補助とか、そういった公的なお金でやるのです」っていう形なのか、それとも、そこももう民間で資金調達をするような仕組みにするのかで、大きく違うような気がします。もう 1 つ、運営の経営面を担うようなところが PFI 事業者とすると、力関係的にも、コーディネーターがやりたいことをできなくなっちゃうんじゃないかなってような気もします。コーディネーター事業者なのか、東京都なのか、あるいはコーディネーター事業者にそういう機能を持たせるのか、もう一段階、設計が必要なようには思ったんですけど、「そこはもう公的なお金で都がやります」っていうのがはっきりしてるんだったら、これプラス都でいいと思った次第です。

何か現段階であれば。今までのお答えに入っていたことかもしれません。すみません。お願いします。

○五十嵐委員長

ありがとうございます。おそらくコーディネーター事業の事業スキームとかがまだはっきりしてないっていう点だと思うんですけども、この点、いかがでしょうか、事務局のほう。

○戸田課長

ありがとうございます。お話ししていた PFI 事業者の事業採算性の部分と、それがコーディネーターの役割とのバッティングしてしまう部分については、この手法を取った場合において、それぞれが事業として成り立つ、PFI 事業者については事業採算性が確保できるような形も含めて事業運営ができること。また、コーディネーターについては、より

さまざまな体験プログラムができるような形で、そこをどのように進めていくのがいいか、それをする上での対処すべき部分については、先生方の今日の意見を踏まえて、更に検討を進めてまいりたいと考えています。

○五十嵐委員長

ありがとうございました。他の委員の方の意見、いかがでしょうか。

○青山委員

青山です。

○五十嵐委員長

青山委員、どうぞ。

○青山委員

いいですか。2点あります。1点は先ほど少し話題になりましたが、この、これ仮に分割にした場合ということの想定だと思いますが、PFI事業者の業務内容の中のこの「事業目的に沿う各種自主プログラム等の提供」というものがあります。これはいわゆる研修支援というか、貸館業務の部分の部分を指しているという理解でよろしいですか。

○戸田課長

貸館業務も含めて、事業目的に沿う中で、子供・若者たち向けの部分も含めたプログラムをPFI事業者のほうにもやっていただくといったところも考えているところでございます。

○青山委員

従来、一般的な役割分担で言うと、利用団体への支援というのは、かなり教育性の高いもので、ただの貸館にしないんだっていうことが、社会教育施設のあるあるで、例えば団体の事前相談であるとか、分割にはしていませんけど、例えばわくわくビレッジの場合も、京王さんとYMさんが中心になって2つの事業をやっているとした時に、例えば現地で、野外炊事しますってなったら、そのインストラクター的な機能をされているのは、多分YM側の職員さんであって、つまりそこでプログラムと一緒に、例えば特別支援学校の方が来られて、事前相談して、一緒にやるとかってなった時のサポート、いわゆる利用団体の支援とかってというのは、教育的な人がやってきたという感覚があります。採算の話とも関わるのかもしれないですけど、ただの貸館にしないって意味では、コーディネーター側の役割にあったほうが教育施設としては望ましいのではないかという感覚もあります。

採算の話とかで、調整が必要なかもしれませんが、一般的にはやっぱりそこに主催事業だけが教育プログラムで、あとは貸館っていうふうにしないうために、むしろ利用団体の支援

にもちゃんと教育的な働き掛けがあるとか、支援的な目線があるっていう形が大事ではないかっていうふうに思いました。これが1点です。

もう1点は、この分割にした場合ですけど、ハードとソフトというふうに分けた場合に、使う人と、作る人が別になるということにも見えます。そうすると、作ったはいいけど、使い勝手が悪いみたいなことが生じやすい、分割にした場合のリスクとしてそういうことが出てくるのかなっていうふうに思っていて、その選定の時期がずれると難しいのかもしれないけれども、やはり設置の段階から、ある程度、ソフト的な目線を持った人の意見がちゃんと入る、あるいは先ほどのプロデューサー的な方っていうのがそこに機能してくる可能性もあるのかもしれないけれども、ソフト的な視点でハードが造れるかどうかっていうことは何か重要なのかなと思っていて、そういう余地があるかっていうことも、確認したいと思いました。以上です。

○五十嵐委員長

今の2点ですけれども、事務局のほう、お答えいただければと思いますが、いかがでしょう。

○戸田課長

ありがとうございます。まず1点目のところです。自主事業の部分の教育性のところについては、コーディネーターの事業者となり得るところとうまく連携をしながら、うまくできるような形としていくところがあるかと思います。

もう1点目の、この方式を取った場合、運営事業者の声をどういう形で、設計段階で反映していくかについては、設計をする上で、いろんな団体とヒアリングをしながら、その声を拾い、事業を実際に進めていく時に使い勝手があまりよろしくないといったことがないように進めてまいりたいと考えております。

○青山委員

ありがとうございます。ごめんなさい、追加で。自主プログラム、いわゆる利用団体の支援がPFI事業者の役割になっているのは、やはりある程度、採算的なことを配慮した結果だっという理解でよろしいですか。

○戸田課長

そちらも考慮した上でございます。

○青山委員

分かりました。

○小松委員

今の採算の話ですけど、そのコーディネーター事業者がやるプログラムの採算みたいな話も出てくると思うんですけど、これはコーディネーター事業者の中で完結しているっていうふうに考えていいですか。イメージとしてですけど。

○戸田課長

検討段階ではありますが、その PFI 事業者で事業運営、施設運営をやっていくような部分と、この体験活動でコーディネーターとしてやってもらう部分については、基本的には切り分ける形でと考えているところでございます。

○小松委員

ちょっと細かい話をすると、PFI 事業者ってなっていますけど、仮に建物管理をやる業者の立場で考えると、当然その施設の管理にはお金かかるわけですよね。何かイベントやって使われたら、そこ掃除して片付けてっていうような作業が当然入ってくるので、それはおそらく建物管理する側の業務としては発生するわけです。そうするとその分の費用、清掃にかかる人件費だとか、いろんな用具代とか、そういうものも当然その PFI 事業者のほうの負担になるわけで。そうすると、その PFI 事業者としては、コーディネーター事業者側に「費用払ってよ」と、「部屋使うなら、その場所代を」というような話が当然、普通では出てくるわけです。民間でそういう施設使うとすれば、当然借りる側は、お金を払って借りるわけだから。そういう関係が、PFI 事業者とコーディネーター事業者の間にあるのかなのかっていうのが今のところはっきりしないんです。

仮に都の直営でやるとすれば、PFI 事業者は都からお金をもらって、掃除や何かの費用を全部賄えばいい。自分でもうける必要はないわけです。レストランや何かの運営はもちろんやるにしても、それはお金もらって運営しているわけで、売り上げは都のほうへ全部持ち上げるといような格好で、単純に管理するだけの役割でそれに対するフィーをもらうっていうやり方が一般的なやり方はそうですね。

そうだとすれば別にコーディネーターが何しようが関係なくて、自分は自分の仕事をやっていけばいいっていうふうになるんですけど、それが自分でもうけなくちゃいけないってなると、その辺の関係っていうのが、やっぱり「コーディネーターが使うんなら金よこせ」みたいな話になるし、じゃ、そのお金、幾らにするのかっていうのも、本来ならば PFI 事業者のほうで、自分のところの採算考えて、「それじゃ足りないから、もうちょっとくれ」とかいう話になる。

もっと言えば、コーディネーター事業者のやる業務に、都から補助が入るのか入らないのかとか。補助が入るとすれば、「その補助の何割かはこっちに」とか、露骨な話をすると、そんな話がおそらく出てくるような気がします。PFI のほうも赤字にするわけにいきませんから、担当者は。やっぱりそれなりに必死に考えるだろうというふうに思うんです。

だからその辺の切り分けがやっぱりちょっと相当難しいような気がしてて、もともとその採算が取れそうな事業ではないですよ。特に対象の方が問題抱えたような方で、その人たちのプログラムに高いお金を取るわけにいかないわけですよ。ある程度、福祉的な話も入らざるを得ない。そうすると都からのやっぱり補助とか援助とかいうのは当然考えられるべきものだろうというふうに思うんですけど、じゃ、その額をどのくらいにするのかとか、そこに採算を考える事業者がぼんと入るだけで、話がかなり複雑になるような気は、私はちょっとしてます。

手を挙げる人がいるかっていう心配もちょっと出てくるような気はします。

○岩切委員

岩切です。小松先生のお話にかけてなんですけれども、PFI 事業者が収益になるポイントってというのは、多分宿泊と部屋貸しみたいなのが一番分かりやすく、あとはレストランっていう、一般的な施設のもう決まったところなのかなっていうふうには思うんですが、おそらく事業者が考えるのは、当然稼働率をばんばん上げてくってということだと思うんです。

あその立地から考えると、例えば大きなアミューズメントパークが便利に使えとか、あとはお台場方面に出るとか、いろいろあると考えると、都外も含めて、どんどん部屋を埋めてこうという発想に多分なると思うんです。ただコーディネーター事業者側はどう考えるかって言いますと、おそらくコーディネートする団体さんとかと話し合いながら、1 年も 2 年も先のことを詰めてくというよりかは、まずはその年度内どうしてくかみたい、もう少し近視眼的な議論から多分スタートするのは仕方がないのかなと。

もうちょっと考えると、例えばいろんな多様な若者の声を拾ってくってなると、結構小回りがやっぱり利かざるを得ないというか。例えば、まずキックオフとして、不登校の中学生に聞いてみたんだけど、中学生たちからは「もうちょっとこうしたい」という声が出てきたみたいな時に、部屋のほうは、「いや、それはもう土日は埋まっているんだ」とかいろいろ話が出てきた時に、声は拾ったものの、ちょっと小回りが利かせられないよねっていうところが出てきてしまう。その辺りは優先権がよほどない限りは難しい。

ただ PFI 事業者としては、それを予測して部屋を貸してくとか、宿泊を取ってくるっていうのは、多分現実的には結構難しいんじゃないのかなっていう気もするので、何か両者の利害がちょっとうまくはまるのかなっていう疑問がやはり出てくるかなとは思っています。

なのでこの全体での事業評価っていうのが、どういう点でされるのかっていうところも、結局かなりひも付いてくるころかなと思ひまして、多分おそらくこういった施設って、一般的に 1 ページ目に出てくるのは、やっぱり稼働率がやっぱりどうしても一番初めに出てきてしまうので、当然都民のお金を使ってやるものなので、しっかり使われているっていう事実はもちろん重要かと思うんですけど、従来の施設にないという要素を入れてくのであれば、じゃ、稼働率ではない事業評価のポイントって何ですかっていうところを多分はつきりしてから取り組まないと、利害がまたずれてきたりとか、結局、その経済的な話に

優位性があって、話が進んでしまうということになりかねないかなっていうのを、ちょっと不安を感じる点かなと思いました。以上です。

○倉持委員

私も今の岩切委員のところと重ねてなんですけど、私も評価のことを少し考えていて、誰が何をどうやってその評価するのかっていうことをずっとお話を聞いていて気になったんですけど、その施設の運営と事業の運営っていうことを、やっぱり一体的に評価されないと、なかなか判断しづらいところはあるかなっていうふうに思って、なおかつその評価をすぐに施設運営とか、事業運営に反映していけるような何か仕組みが必要だろうなっていうふうに思ったので、そこをどういうふうに設定していくかっていうことが結構この分割でやるっていうところのポイントになってくるのかなって思いました。

付け加えてあと 2 つあるんですけど、もう 1 つは子供とか若者の意見をどういうふうに設計なり、事業計画なり、運営なりに生かしていくのかっていうか、取り入れていくのかと。そこに若者や子供の参画をどう促していくのかっていうところも、その場その場でやっていくと、やっぱり「その場でちょっとご意見聞きました」に終わってしまうような気がするんですけど、やっぱり他に例のない施設っていう東京都の持つ、子供・若者向けの施設として、子供や若者の意見を運営にどう取り入れていくか、参画していただくか、そのこと自体もこの体験型施設を造っていくってことで重要なことというふうに思ったのが 1 つ。あともう 1 つは、事業手法とぴたりするかどうか分からないんですけど、質の高い充実した体験プログラムを提供するっていうことで、その子供・若者のニーズを的確に把握し、求められる多様な体験プログラムを企画・運営する、提供するっていうことなんですけど、やっぱり私はちょっとやっぱり社会教育施設としてっていうところは大事なかなというふうに思っていて、ニーズを把握して、応えるだけだと、どうしてもたくさん人が集まるものとか、その時に何か人の関心を呼ぶものっていうところに、特に採算性なんかも考えると、行ってしまいがちな気がするんですけども、やっぱり民間施設とかとは異なる都の施設として、体験、質の高い体験の先にその子供たちの自己実現とか、学びとかつながりとか、あるいはより良い東京都をつくっていくっていうことだったりっていう社会課題なんかがあると思うので、そう考えると、そのニーズというのが、表面的なとか、人が集まるっていうニーズだけではない、社会的なニーズとか、地域的なニーズっていう側面もあると思うんですけど、それを事業運営していく主体の人たちにも把握していただいたり、重視していただきながら、実際の運営を考えていくっていうその辺り、さっきの評価のところにもう 1 回戻っちゃうかもしれないんですけど、そういうところも意識する必要があるのかなっていうふうに思いました。以上です。

○五十嵐委員長

ありがとうございます。岩切委員、倉持委員のご意見の中で、少し浮かび上がってきたの

は、やはりそのコーディネーター事業なり、施設運営事業なりの事業採算性をどういうふう
に確保していくのか。全体のその辺の事業スキームがまだ十分明らかになっていないところ
が1つあるのかなっていうところと、評価、モニタリングですとか、そういったところに
掛かってくると思うんですけども、この辺りを一般的な稼働率とか、そういった指標だけ
ではなくって、やはり基本的なコンセプトなり、基本構想からずっとちゃんとひも付いて、ど
ういう評価をしていくのか。こういった辺りをきちんとモニタリング計画、これ事業が始ま
ってから作るのではなくって、あらかじめ組み込んだような形でやっていく必要があるん
じゃないかなっていうところが少し浮かび上がってきたかなというふうに感じたんですが、
事務局、いかがでございましょうか。

○戸田課長

今回頂いた意見も踏まえながら、この方法を取るとした場合、事業をどう成り立たせてい
くのか、それをどういう形で評価していくのか、そして社会教育施設としての側面といった
部分、こちらについては、都の施策とも連動させながら進めていく必要がありますので、頂
いた意見を基に検討を深めてまいりたいと考えております。

○五十嵐委員長

いかがでしょう、他に。

○岩切委員

五十嵐先生、もう1個いいですか。

○五十嵐委員長

どうぞ。

○岩切委員

岩切です。すみません。今の議論のところに、ちょっとまた付け加えてなんですけども、
結局、そのコーディネーター事業者は誰なのかっていうイメージがやっぱり非常に難しい
なと思って、拝見をしていて、やっぱり例えばNPOの多くは、多分、例えば不登校であれ
ば不登校に関することをやっている、発達障害の支援であれば、発達障害の支援とか療育な
んかを専門的に取り組まれている。それぞれの専門性が細分化された団体さんが小規模に
たくさんあるっていうのが、大きな見方かなと思ってます。

そういった方々がうまく調整できると確かに大きな力になることは間違いないと思っ
てるんですけども、その時に、都の課題とかをかなりしっかり深く理解していて、それ
に対してどういう団体とどういう手法で戦略立てて、事業を行っていくのがいいのかっていう
ことを考えられるのは誰かっていうところが、かなりハイレベルな感じがしています。そう

いう意味では、多分この部分っていうのは、ざっくりというと、本来、社会教育主事が担うべき要素が非常に多分に入ってるかなっていう気はしてまして、そういう意味では、そのコーディネーター事業者がある程度、公平性だとか、公正にある程度、パートナーとする団体さんも多分選んでいかなきゃいけないんだと思うんです。

多分 NPO とかもおそらくここに誰が立つのかっていうので、協力するしないが見えてきそうな気もするんですけども、ある程度の公平・公正な視点で、団体さんとやっていけるようなポジションの方なのか、組織なのかっていうところを何かもうちょっと解像度を上げられたほうがいいかなっていう気はしています。

都の、例えば社会教育主事とかの方が、コーディネーター調整として、直接担って、各団体とやるっていうのは何となく他でもありそうな話なので、何かイメージが湧くなど。ただここを別の誰が担うのかっていうふうになってきた時に、おそらくそれを専門とする団体はおそらくないんじゃないのかなっていう気がするので、何かそこがもうちょっと見えてきたほうがいい形にはなるのかなっていうのをちょっと今、思っております。以上です。

○五十嵐委員長

その辺りは、いかがでしょうか。

○戸田課長

ありがとうございます。都の政策課題を理解した上で、どういう形でプログラム提供するような方を選定していくか、そこが担える団体はどこかあったところは重要な視点だと考えているところです。

それを担える団体っていうところを、ヒアリングも進めながら、どういったところであればできるかといったところも含め、検討をしております。それは、多様な子供・若者にその課題に沿ったプログラムは提供できるような形を担えるコーディネーターとかを選んでいくといったことになるかと思しますので、検討をさらに進めてまいりたいと思います。

○小松委員

ちょっと今の話に関連してですけど、東京都としてはどこまで関与されるっていうことを考えておられますか、この事業に関して。全く PFI の事業者が決まれば、もう任せっきりっていうわけにはいかないにしても、実質的に口は出さない、手も出さないっていう形になるのか、それともある程度、関わっていくおつもりなのか。

もしその関わられるとすれば、やっぱり実施主体の中に東京都もやっぱり入っていて、東京都の役割はこういうことなんですっていうところもやっぱり僕は要るような気がするんで。さっき言ったプロデューサーっていうのは、やっぱり東京都がやるべきだっていうふうに私は思うんですけど。ちょっとそこはお考え、もしあればお聞かせください。

○戸田課長

やはりいろいろ課題を抱える子供たちに向けて新しくプログラムをやっていくといったところは、いろいろな都の施策も含めて連動していく必要がございます。そういったところも踏まえると、都において、このコーディネーター、PFI 事業者も含めて 3 者で連携をする必要があるというふうに考えているところです。

○五十嵐委員長

ありがとうございました。

朝日委員が手挙げてらっしゃいますか。

○朝日委員

よろしいですか。

○五十嵐委員長

お願いします。

○朝日委員

すみません。今、ちょっとコーディネーター事業者の部分のお話を聞いていて思ったんですけど、コーディネーター事業者自体は、やっぱり課題に、社会課題に対応するってということなので、なかなかリスクを負えるものではないですよ。目的にしているものが、評価軸が違うので。PFI は、そもそもは自分の中でリスクコントロールができるってということだと思うので、例えばその上げた収益を再投資していったって、それがまた宿泊室、貸室の予約につながっていくっていうサイクルが自分でコントロールできるからやれるってところがあると思います。その 5 番目のコーディネーター事業者との全体調整、予約調整ってところが、相手が要は PFI 事業者にとってのリスクを負えない主体であるっていうことになると、何かインセンティブが相当ないと思うんですよ。いろんなバージョンが PPP も含めてあるかと思うんですけど、例えば指定管理者が施設運営はして、その収益を再投資できるような仕組みにはなっているんだけど、インセンティブとしてはもう随契で、競争性をなくして、ずっとやってもらう代わりに、そういう公的な部分もやってくれっていう形となると、ちょっと PFI の典型的な回し方にははまってこないような気はしました。ですので、先ほども都がプロデューサーですとか、東京都が責任、あるいは評価軸を負うべきであるってところに帰結すると思うんですけども、PFI 事業者にとってのインセンティブっていうことを考えた時に、相当のリスクを負う主体が、ここの表にきちんと書かれるべきだなというふうに思いました。

先ほどはそのどちらかが負うんじゃないかって思ってたんですけど、やっぱりコーディネーター事業者のほうは公的使命なので、あるいはその事業の特性もあって、トライアルで

やってみたりっていうことになる、なかなか難しいってことですよね。ということで、PFI っていう典型的な形に必ずしもとらわれないほうがいいという印象は持ちました。以上です。

○五十嵐委員長

ありがとうございます。ご指摘の点、非常に参考になるかなと思います。青山委員、ご発言ありましたでしょうか。

○青山委員

すみません。ありがとうございます。今のお話の中で、もうちょっと具体的に考えてみると、誰が館長なのかという話はイメージしやすいのかなっていうふうに思いまして、PFI 事業者側に館長がいるのか、コーディネーター側にいるのか、あるいはかつて都道府県立の指定管理の施設だと、館長だけは行政職員だったりとか、退職校長さんがいたりとか、いろいろなパターンがあったと思うんですけど、指定管理的な公設民営型でやるにしても、誰が館長なのかを考えてみると、皆さんのイメージが議論しやすいかなと思っています。

現在、わくわくビレッジの場合は、YM 側から出ている人が館長を担っていて、京王と協議しながらやっているみたいな感じかなと思っているんですけど、そうするとこの枠組みでいうと分割はしてないですけど、コーディネーター的な人が館長も担っている形なのかなっていうふうに思いました。

もう 1 つは、今のお話って、分割するかどうかで解決できる話と PFI にするのか、ある程度、直営に近い指定管理者制度的なもので解決するのかによっても違うと思うんですが、特にその BumB とわくビレが設置された時は、多分、地方自治法改正前で、指定管理者制度はなかったんじゃないかなと思うんですよね。

この時、PFI 制度を導入することになった 1 つのきっかけは多分、施設の建設からやれるということの意味での PFI 制度であって、2 期目以降は事実上指定管理者制度に近いような運用をこれまでの BumB、わくビレはしてきたんじゃないかっていうふうに思っています。

今回、修理というか、改築を伴うので、改築もやってくださいねっていう意味での PFI っていう呼び方をしているけど、いわゆる事業者側からすると、今、朝日先生がおっしゃったようないわゆる教科書に書いてある PFI のやり方とは異なるものに見えるのではないかと思います。見た人によって印象が変わらないようにこれからは進めていくってことが重要でしょうし、東京都立の青少年教育施設特有の PFI の形で 20 年やってきたような気もするので、そこがうまく説明できるような形が大事だかっていうふうに思いました。以上です。

○五十嵐委員長

ありがとうございます。館長っていうところは 1 つあるかなとは思いますが、その

辺も含めて、事務局から何かございますか。

○戸田課長

この手法を取った時の PFI 事業とするにしても、ここで示している PFI 事業者の主な業務内容についても、どこまでの役割分担をし、その中で PFI 事業者の中でどういう形であれば、事業採算性がとれていくのかについても考えていく必要があるかと考えております。

この手法を取る場合において、事業者さんにきちんと手を挙げていただくために検討を進めてまいりたいと思っております。

○五十嵐委員長

ありがとうございます。かなり論点がいろいろ追加で出てきたかと思うんですけども、それをぜひ整理していただければというふうに思います。あとちょっと時間もなくなってきたので、事業費の算出について、ご意見があればお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○小松委員

小松ですけども、この事業費のあれで見ると、大体 15 年ってというようなスパンで見られると思うんですけど、PFI 事業に仮にするとしたら、15 年契約ぐらいの感じでの PFI になるというそういうあれですか。

というのは、この施設そのものは 15 年もたったら壊すわけじゃないと思うんです。やっぱり 30 年、40 年、場合によっては 50 年ぐらい使うっていうことに多分なると思うので、そうするとその時の施設整備みたいなものはこんなものじゃ済まないんで、また改修とか、途中での改修とか、いろんなものが入ってくるはずなんですよ。だからそれを積み上げるのか、積み上げないのか。逆にいったら、事業者側からすれば、15 年でっていうことであれば、15 年間、徹底的に節約して出費を抑えてインカムをできるだけ上げて、採算取って、補修も何もしないまま、ぼんと返されて、返ってきたらとたんにお金がかかるみたいな話もなくはないので、その辺のところも含めて考えるとすれば、もうちょっと事業費の算定は長いスパンで見たほうがいいのかというふうに私はちょっと思ったんですけど、ちょっとその辺のお考えですよ。

要するに PFI にするとして、どのぐらいのスパンを想定するかっていうところで、だいたいお金の見方が変わってきちゃいますよねっていうことですよ。

○五十嵐委員長

15 年っていう期間について。どうぞ。

○村松課長代理

今回 15 年で試算っていうところで、PFI かどうかというところも検討を進めていくようにはなりますが、今までの他の事例でしたり、ヒアリング等を踏まえて、いったん整備期間を除いて、運営期間として 15 年というところをこの事業計画においては試算条件としております。

今後、長期でこの事業をどうしていくかというところはまた今後、検討を進めていくことになります。

○小松委員

それで今、ちょっと申し上げたその建物を使っている途中で、どうしても改修とか、そういうのが入ってくるんですよね。特に設備系は、やっぱ 20 年、30 年たつと駄目になるので、変えなきゃいけないんですけども、その運営期間がそれ以下の場合だと、業者が改修しないまま返してしまい、受け取った側が修理にいっぱいお金かかるといった話になって、そんなの最初考えてなかったっていうことになることが往々にしてあるようなんです。

だからやっぱり出すのは 15 年かもしれないけれども、所有者側になりますよね、都が。所有者側としては、やっぱり何年使うのか、50 年、60 年使うとすれば、やっぱりその間にかかる経費の負担は、どっちが、誰がどう持つのかみたいなのところも含めて、事業計画作っておかないと、後々大変なことになりますっていうそういうことです。

○村松課長代理

ありがとうございます。

○戸田課長

ありがとうございました。

○五十嵐委員長

ありがとうございました。先々の長期修繕ですとか、その辺も視野に入れて、どういう事業スキーム、事業期間にしていくのかっていった辺りも検討が必要だというご指摘だと思います。今、ちょっと長期金利が跳ね上がっているんで、20 年とかするとかなり金利が上がっちゃうかなっていう気もしますけども、その辺のファイナンスの辺りも含めて、総合的にちゃんと評価していく必要があるかなというふうに思います。

他にいかがでしょうか。事業費、事業手法についてなんですが。よろしいでしょうか。

教科書的には、この事業費だけじゃなくて、リスクも本当は定量評価してかなりいろいろな面でのリスクが上がってきている部分もありますので、これも加味して事業手法として PFI が適切なのかどうかっていった辺りも本当は評価しなくちゃいけないかと思いますので、この辺も少しご検討、どこまでできるか分かりませんが、ご検討いただいたらいいかなというふうに思います。

他に全体通して、追加のご意見、ございませんでしょうか。

○小松委員

小松ですけども、施設の中で、レストランとかいろんなことを書かれているんですが、売店とか。これって今までの話を聞いていると必要なんですかっていうのがちょっと疑問になってきて、要するに子供たちに対して、いろいろ訓練と言っては言い方ちょっと違うかもしれないですけど、ケアとかアドバイスとかいうことを主体にされるのであれば、それに特化したような施設構成になっていくのかなと思うんです。そうすると一般の方がそこに来て食事して、あるいは泊まってっていうようなことはもう考えなくていいんじゃないかっていう気も若干しているんですけど、そうすると PFI そのものも採算を取るところがなくなってしまうと思うんですけども、あえてその PFI にして、その採算性を取れるような場所を残しつつ、しかもそのどっちかという福祉政策的なことの実現を図るっていうことも、さっきからお話、出てますけど、どうも矛盾するような気が私は非常にしていて、本当に成立するのかしらっていうのを、ちょっと根本的なところとしてちょっと引っ掛かっているところではあるんですけど。

ちょっとそこはやっぱりコンセプトの問題で、あぶち取らずにならないようにしないといけないというふうに、私はもうちょっと思います。参考意見です。

○青山委員

レストランの話については、宿泊を伴う体験活動を提供する場合に、食堂機能そのものは必要なわけですね。そこに採算性を求めるかはちょっと置いておいて、何らかの従来のいろんな少年自然の家のようなところでいえば、食堂業者が入っていたりとか、それが PFI 事業の中の一部だったり、外だったり、さらに外部委託すること多いと思うんですけど、何らかの形で食堂機能は必要だろうとは思いますが。それ自体が外向けのレストランかどうかっていうことは別の話かもしれませんけど。

○小松委員

ただ、その採算性を考えると、事業者としては、それはそれでもう予定されているわけだからその中で全部やりなさいってことになれば指定管理者と変わらないわけですね。だけどそれは、PFI は自分で事業をして、収益を上げてっていうところが期待されるわけだから、そうするとやっぱり外部のふらっと歩いているような人たちを引き込むっていうことを考えざるを得ないと思いますよね。

もう子供たちのためにやることに注力するんであるっていうことであれば、指定管理者か、もう本当のただの管理業者でもいいような気はしているんですけど。すみません。

○五十嵐委員長

ありがとうございます。そういった点も含めて、サウンディングとかを十分繰り返していただきながら慎重な検討をお願いしたいというふうに思います。他にいかがでしょうか。そろそろ時間もあれですが、よろしいでしょうか。

じゃ、どうもありがとうございました。

それではこれもちまして、本日の検討は終了とさせていただきたいと思います。活発なご意見頂きまして、かなり論点が浮き彫りに出てきたかと思います。大変感謝致します。どうもありがとうございました。

○村松課長代理

五十嵐委員長、ありがとうございました。以上をもちまして、議事は終了とさせていただきます。委員の皆さまは本日もさまざまな観点から貴重なご意見頂きまして、ありがとうございました。

今回頂きましたご意見を踏まえまして、さらに都のほうでも検討を進めてまいりたいと考えております。

以上をもちまして、本日の（仮称）子供・若者体験活動施設区部基本計画検討委員会第3回は終了とさせていただきます。皆さま、本日はどうもありがとうございました。

○一同

ありがとうございました。

正午 閉会